

保

険



ば

ボランティア活動保険の「大規模災害特例」について

今年も大規模な自然災害が全国で頻発し、被災地では災害ボランティアの支援活動が大きな力を発揮して、社会的にも大きな役割を果たしています。全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」は、風水害や地震・噴火・津波などの大規模な災害の対応として、被災地の社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置されて要請を受けた場合、「大規模災害特例」の措置を適用しています。

Q1 大規模災害とは？

A1 台風、集中豪雨、洪水、竜巻や、地震、噴火、津波などの災害によって被害が広く、大きく発生したため、災害復旧対応などのボランティア活動に緊急性がある事態をいいます。

Q2 大規模災害特例の適用について

A2 全社協の「ボランティア活動保険」では、大規模災害が発生し、被災地社協に災害ボランティアセンターが設置され、被災地の道県社協から全社協に要請があった場合、「大規模災害特例」を適用し、全社協から全国の関係社協に通知しています。

Q3 「大規模災害特例」が適用された場合、補償開始や加入方法に違いがあるのですか？

A3 ①補償開始・・・通常は加入申込手続きの完了した日の翌日午前0から補償開始ですが、大規模災害特例が適用された場合には、加入申込手続きが完了した時点から即時の補償開始となります。
②加入申込み・・・通常であれば、ボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にて申込みを行います。大規模災害時のボランティアの場合は、被災地の社会福祉協議会でも申し込みは可能となります。但し、被災地に事務負担をかけないためにも、極力出発地で加入手続きを済まされるようお願いいたします。

Q4 ボランティア活動保険には、基本タイプと天災タイプがありますが、台風や洪水・突風などの自然災害時のボランティア活動は、「天災タイプ」に加入していないと補償されないのでしょうか？

また、地震・噴火・津波などの震災復旧の場合の補償はどのようになりますか？

A4 台風、洪水、突風などの風水害によるケガは「基本タイプ」で補償されます。「天災タイプ」でなければ対象にならないのは、地震、噴火、津波によるケガの補償です（賠償責任の補償は対象外）。従って、例えば震災復旧などのボランティア活動中に、余震によってケガをされた場合は、「天災タイプ」でなければ補償されません。



【お願い】

災害ボランティアに際しては、必ず事前に被災地でのボランティア受け入れがあるか否かを、被災地の所属する都道府県市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせ又はホームページ等でご確認ください。なお、災害VCの設置状況は、全国社会福祉協議会「被災地支援・災害ボランティア情報」ホームページ (<http://www.saigaivc.com/>) から確認できます。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。